

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

津波対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 予想される災害	3
第4節 市の海岸地形及び土地利用	6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務	7
第2章 平時対策	15
第1節 津波避難計画	15
第2節 防災訓練の実施	15
第3節 防災思想の普及	16
第4節 自主防災活動	16
第5節 津波災害予防対策の推進	16
第3章 災害応急対策	21
第1節 防災関係機関の活動	21
第2節 情報活動	27
第3節 広報活動	32
第4節 災害の拡大防止活動	32
第5節 避難活動	34
第6節 応援協力計画	38
第7節 地域への救援活動	38
第8節 市有施設及び設備等の対策	38

図表一覧

津波対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）	3
表 1－3	津波高と到達時間の想定【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 1－4	建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 1－5	人的被害に係る想定結果（死者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 3－1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	28
図 3－1	静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区	29
表 3－2	津波情報の種類と発表内容	29
表 3－3	最大波の観測値の発表内容	30
表 3－4	最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある 沖合の観測点）	30
表 3－5	津波予報の発表基準と発表内容	31
表 3－6	津波注意報標識、津波警報標識	32
表 3－7	市が実施する自衛措置	35

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものである。静岡市内における津波災害の予防と津波災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を津波災害から守ることを目的とする。

第 2 節 計画の構成

津波対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 章 総則	この計画の目的、性格、構成、過去の顕著な災害、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策を示す。

※「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」「復旧・復興計画」など、本編に定めがない事項については、▼「地震対策編」による。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第3節 予想される災害

1 過去の津波災害

静岡県で予想される地震災害は、▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。本節では特に津波災害について示す。

表 1-2 過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）

地震名	発生年月日	津波の状況
三陸沖強震	昭和8年3月3日 02時31分	東北地方の沿岸では最高24mの津波が記録された。清水では地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cm位の波が観測された。
昭和東南海地震	昭和19年12月7日 13時35分	熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、清水では30cmの退水が観測された。
カムチャツカ半島沖地震	昭和27年11月5日 02時01分	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	清水で21cmの津波が観測されたが、被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡県内では地震を感じてから22時間位して津波が襲来した。清水では217cmの津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	M8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から23時間位して津波が襲来した。清水では21cmの津波が観測された。
平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	三陸沖を震源とするM9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に16時8分に大津波警報が発表され、清水では93cmの津波が観測された。

遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

2 静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定の詳細は▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。ここでは津波の想定を中心に記述する。

(1) 津波高と到達時間の想定

レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

表 1-3 津波高と到達時間の想定【静岡県第4次地震被害想定】

	津波高(m)		到達時間(分)					最大津波 (分)	浸水面積 (km ²)
	最大	平均	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m		
駿河区 (レベル1)	8	5	4	4	14	64	—	64	0.6
清水区 (レベル1)	8	4	3	3	7	8	—	8	4.9
駿河区 (レベル2)	12	8	3	4	5	6	16	16	3.9
清水区 (レベル2)	11	6	2	2	3	4	13	13	13.2

※レベル1は5地震総合モデル、レベル2は南海トラフ巨大地震ケース①

(2) 建物棟被害に係る想定結果(単位・棟)

表 1-4 建物棟被害に係る想定結果(単位・棟)【静岡県第4次地震被害想定】

	揺れ	液状化	人工 造成地	津波	急傾斜地崩 壊	火災	合計
レベル1	約 40,000	約 370	約 4,000	約 20	約 790	約 36,000	約 81,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600	—	約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900		約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 20	約 200	約 13,000	約 27,000
レベル2	約 40,000	約 370	約 4,000	約 2,500	約 790	約 35,000	約 83,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600	約 200	約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900		約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 2,300	約 200	約 12,000	約 29,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震 冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・タケース

(3) 人的被害に係る想定結果(死者数)

表 1-5 人的被害に係る想定結果(死者数)【静岡県第4次地震被害想定】

	建物 倒壊	津波	急傾斜 地崩壊	火災	合計
レベル1	約 1,100	約 110	約 70	約 1,100	約 2,400
葵区	約 500	約 10	約 40	約 500	約 1,100
駿河区	約 300		約 10	約 400	約 700
清水区	約 300	約 100	約 20	約 200	約 600
レベル2	約 1,400	約 12,600	約 80	約 460	約 15,100
葵区	約 600	約 1,600	約 50	約 300	約 900
駿河区	約 400		約 10	約 100	約 2,200
清水区	約 400	約 11,000	約 20	約 60	約 12,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震の冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース

3 日本近海で発生する津波の特徴

(1) 津波警報中の継続的な警戒

津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らない。津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。

(2) 即時避難の重要性

津波の第1波は引き波と押し波の2種類がある。大津波の第1波が引きの場合は、海水が一旦沖合に後退して、海底が露出したり船が沖合へ流されたりするなどしたのち、巨大な波が押し寄せるため、津波の前兆現象が顕著に現れる。一方、大津波の第1波が押しの場合は、引きのような顕著な前兆現象がないまま突然巨大な波が押し寄せる。過去の津波の言い伝えの中には、「大津波の前には海水が引く」というものもあるが、実際には第1波が引きの場合も押しの場合もあるので、沿岸部で大きな揺れを感じたらすぐに逃げるという意識を持つ必要がある。

(3) 相模トラフ沿いで発生する津波への注意

静岡県第4次地震被害想定では、駿河トラフや南海トラフを発生源とする津波のほか、相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震にも注意を払う必要がある。相模トラフ沿いで発生した津波は伊豆半島を回折して静岡市沿岸まで達し、被害を及ぼす想定となっている。

4 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	・遠地津波は、海外で発生した地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・遠地地震により日本沿岸で大津波を記録したものは、チリ海溝、千島・カムチャッカ海溝等で起きた巨大地震による津波がある。 ・過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。
特徴等	・遠地で起きる地震で津波が発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 ・津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場

	所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。 ・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。
--	---

第4節 市の海岸地形及び土地利用

静岡市の海岸地形や土地利用など、防災上留意すべき点を、南西部から北東部に順を追って記述する。

1	大崩海岸	沿岸部を一般地方道静岡焼津線が通り、石部の付近では高架橋が海上まで張り出している部分がある。陸側を見ると、海岸部まで崖が迫っているため、住家や店舗としての土地利用は道路沿いの一部に限られる。
2	用宗地区～安倍川河口	海岸線に沿って浜堤が形成されており、比較的海抜が高く自然の堤防の役目を果たす。一方で海岸線から200m～300m程度離れると、安倍川、丸子川、小坂川等の後背湿地となり、低地が広がる。従って海岸から1km程度までは内陸に向かって海拔が低くなる地形となっている。用宗漁港付近や安倍川河口は浜堤の切れ間であり、一部海拔が低くなっているところがある。
3	安倍川河口～大谷地区	海岸線に沿って浜堤が形成されている一方、内陸は扇状地や後背湿地となっており、低地が広がる。特に下島、西島、中島の各地区の一部には、周囲と比較して海拔が低い地域がある。
4	久能地区～駒越地区	日本平は、過去の大地震のたびに隆起を繰り返して徐々に高くなっており、傾動地塊（けいどうちかい）と呼ばれる全国的に見ても非常に珍しい地形である。従って、その海岸線に位置する久能地区から駒越地区にかけては、背後に高台が多くみられる。 久能海岸の沖合は、周囲に比べて浅くなっている。一般的にこのような海底地形は、津波のエネルギーが集中しやすい。
5	三保半島	安倍川によって山地から運ばれてきた土砂が、駿河湾の海流によって東に運ばれてできた半島であり、砂嘴（さし）と呼ばれる珍しい地形である。安倍川の治水事業が進む前は土砂の供給量が豊富であったため、海拔が最も高いところは駿河湾に面した外縁部の浜堤で、最大12m程度となっている。一方で清水港に面した内縁部は海拔が低く、埋め立て地も多い。
6	不二見地区～興津川河口	沿岸部は埋め立て地となっていて、工場や港湾施設が広がる。特にJR清水駅付近の沿岸部には石油や天然ガスのコンビナートがあり、付近に石油タンカーやLNGタンカーが停泊していることもある。その背後には巴川、庵原川、波多打川など、この付近に河口を持つ河川由来の後背湿地となっている。
7	興津川河口～富士川河口	ほとんどの地域は、海岸線に沿って東名高速道路や国道1号が走っており、盛土や高架施設が防波堤の役目を果たす。ただし、由比漁港付近など、一部ではこれらの構造物が無い場所もある。背後には高台が多くあるが、高台に続く道の勾配は急であることも多い。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ津波対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 津波防災に関する組織の整備(2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進(3) 防災思想の普及(4) 防災訓練の実施(5) 津波防災のための施設等の緊急整備(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報(7) 避難の指示に関する事項(8) 消防、水防、その他の応急措置(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項(10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検(11) 緊急輸送手段の確保(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置 |
|--|

2 静岡県

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 津波防災に関する組織の整備(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進(3) 防災思想の普及(4) 防災訓練の実施(5) 津波防災のための施設等の緊急整備(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報(7) 避難の指示に関する事項(8) 水防その他の応急措置(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持(12) 緊急輸送手段の確保(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 |
|--|

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 救出・救助
- (3) 遺体の検視・見分
- (4) 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、緊急避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等
- (7) 緊急交通路の確保

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局 （静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
農林水産省 関東農政局 （静岡県拠点）	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整

	ウ 静岡県食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省 静岡労働局 (静岡労働基準監督署)	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 自治体の要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督

	キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用した、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社) (富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター)	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガス エナジー E N E O S グローブ株	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送

株式会社 ジクシス株式会社	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 災害予防 イ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県L	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報

P ガス協会 (中部支部)	イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡鉄道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))

水歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師会) (清水薬剤師会)	
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 沿岸部に立地する施設の管理者

- (1) 津波に対する知識の向上
- (2) 施設の安全対策
- (3) 津波についての情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め
- (4) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定
- (5) 地域の自主防災組織や浸水想定区域内の利用者と連携した防災活動への協力
- (6) 津波災害だけでなく、施設の損壊や火災など、想定しうる他の災害も併せて対策を行う。

第2章 平時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う津波避難対策、防災訓練等について定める。

第1節 津波避難計画

[危機、都市、建築、建設、区、消防、水道、下水、教育]

(▼「◇資料編8-7」に準ずる。)

◇資料編8-7：静岡市津波避難計画

第2節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

1 市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。

(1) 津波避難訓練

ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

2 静岡県

(1) 防災訓練の内容

県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

ア 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

イ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

(2) 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。

イ 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 防災訓練の実施回数

ア 総合防災訓練 年1回以上

イ 個別防災訓練 年1回以上

(4) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第3節 防災思想の普及

(▼共通対策編 第2章 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第4節 自主防災活動

(▼共通対策編 第2章 第16節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。)

第5節 津波災害予防対策の推進

- ・市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- ・市及び県は、津波災害対策の検討において、最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策及び比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備を進める。
- ・市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平時の予防対策を定めるものとする。

1 避難誘導體制の確保

(1) 市長の避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

◇資料編8－7：静岡市津波避難計画

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制整備

(ア) 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(イ) 市、県等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 津波からの避難誘導
- c 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- d 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(ウ) 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発表することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発表対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発表基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区分	内容
避難方法等の周知	市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	・市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 ・市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 ・市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
地震発生時	・市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 ・当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

2 津波に強いまちづくり

- (1) 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、

できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

- (2) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- (4) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (6) 市及び県は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- (7) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (8) 市及び県は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

区分	内容
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	・市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
適切な避難行動の周知徹底	市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
市民への伝達手段の多重化・多様化	・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 ・市及び県は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項	(1) 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並

区分	内容
	びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ ア～エに掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (2) 市防災会議は、市地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 (3) 市防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)イの避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)アに掲げる事項として定めるものとする。 (4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)イの避難施設に関する事項として定めるものとする。 【避難促進施設における避難確保計画の策定】 (1) 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 ア 津波発生時における避難促進施設の防災体制 イ 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 エ 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 (2) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

3 津波避難施設等の整備

- (1) 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを

目指す。

- (2) 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき下記の施設整備等を実施する。
- (3) 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。
- (4) 市及び県は、避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (6) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- (7) 市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

区分	内容
津波を防ぐ施設 高の確保	レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を進めていく。
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保(液状化対策等)し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造(耐浪性があり、洗屈されにくい構造)への改良を行う。 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。 また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。
「静岡モデル」 防潮堤の整備	県は、津波を防ぐ施設について、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。
安全な避難空間 の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては「共通対策編」、「風水害対策編」及び「地震対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

[危機、区、消防]

1 静岡市災害対策本部

(1) 静岡市災害対策本部の設置及び廃止

(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

(2) 災害対策本部の所掌事務

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(2) 災害対策本部の所掌事務」に準ずる。)

(3) 消防機関の警防活動体制

ア 消防局、消防署及び消防団の活動

警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(ア) 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達

(イ) 消火活動、救急活動及び救助活動等

(ウ) 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の指示の伝達、避難誘導

(エ) 自主防災組織等との連携活動

イ 警防態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。

(4) 広域消防応援に対する受援体制

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(4) 広域避難応援に対する受援体制」に準ずる。)

(5) 水防機関の警防活動体制

(▼風水害対策編 第3章 第13節「水防活動の実施」に準ずる。)

(6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部」に準ずる。)

2 職員の配備体制

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

なお、職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度５強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策としておおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資への支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省関東地方整	管轄する河川、海岸、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等

備局 (甲府河川国道事務所)	(オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 陸上輸送に関すること (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 (イ) 自治体からの要請に対する車両等の調達のあっせん及び海上輸送に関すること イ 海上輸送に関すること (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報されたとき、気象庁本庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

環境省関東地方環境事務所 環境省中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
------------------------------	---

(2) 指定公共機関

日本郵便株式会社東海支社 (静岡中央郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社) (富士・静岡・浜松保全・サービスセンター)	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会(県警察)が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協力した緊急避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧

NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web 171 及び災害用伝言板の提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	ア ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した緊急避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	ア 報道特別番組の編成 イ 国、県、市、防災機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会)	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)

一般社団法人静岡県歯科医師会 （一般社団法人静岡市静岡県歯科医師会） （一般社団法人静岡市清水歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 （公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部） 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 （一般社団法人静岡市薬剤師会） （清水薬剤師会）	
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第２節 情報活動

[総務、危機、区]

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、▼「共通対策編 第３章 災害応急対策 第５節 予警報の受領及び伝達計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、▼「地震対策編 第４章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」を参照のこと。

１ 津波情報等の種類

（１） 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁本庁による津波警報等の発表

気象庁本庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

イ 予想される津波の高さの数値発表

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ウ 巨大地震時における発表および更新情報

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内
に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もら
れるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合
は、地震発生からおよそ 15 分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグ
ニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

表 3-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等 の種類	発表基準	津波の高さ予想 の区分	発表される津波の 高さ		津波警報等を見聞きした場 合にとるべき行動
			数値で の発表	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波 の高さが高いと ころで3 mを超 える場合	10 m < 高さ 10 m 超	10 m 超	巨大	陸域に津波が浸水するおそ れがあるため、沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに 高台や避難ビルなど安全な 場所へ避難する。警報が解 除されるまで安全な場所か ら離れない。
		5 m < 高さ ≤ 10 m	10 m		
		3 m < 高さ ≤ 5 m	5 m		
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1 mを超 え、3 m以下の 場合	1 m < 高さ ≤ 3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで 0.2 m 以 上、1 m 以下の 場合であって、 津波による災害 のおそれがある 場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに 海から上がって、海岸から 離れる。 海水浴や磯釣りは危険なの で行なわない。 注意報が解除されるまで海 に入ったり海岸に近付いた りしない。

(2) 津波警報等の留意事項

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に
合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合が
ある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した
場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続するこ

とや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

オ 海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても津波の影響が生じる可能性がある。

2 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡市が属する津波予報区は、次のとおりである。

静岡市が属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



図 3-1 静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区

気象庁 HP 津波予報区のページより一部抜粋

3 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(1) 津波情報の種類と発表内容

表 3-2 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

津波に関する その他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表
------------------	--------------------

※ 1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 最大波の観測値の発表内容

表 3-3 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報(特別警報)	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※ 2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

表 3-4 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報(特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(4) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。特に大潮の時期は満潮と干潮の潮位差が1m以上になることも留意する。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3-5 津波予報の発表基準と発表内容

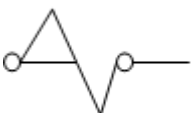
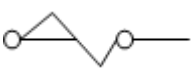
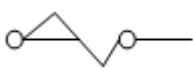
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配

発表基準	発表内容
(津波に関するその他の情報に含めて発表)	はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 津波情報等の伝達系統図

◇資料編 2－23：津波に関する注意報及び警報伝達系統図

表 3-6 津波注意報標識、津波警報標識

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音		鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第3節 広報活動

(▼共通対策編 第3章 第7節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 災害の拡大防止活動

[危機、建設、区、消防]

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、県、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「風水害対策編」

の定めるところによる。

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 避難の呼びかけと警察への通知

(▼風水害対策編 第3章 第14節 避難「1 避難の指示」に準ずる。)

イ 被害状況等の報告と危険箇所への措置

(▼風水害対策編 第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置「1 巡視」に準ずる。)

(2) 水防活動の応援要請

(▼風水害対策編 第3章 第4節「協力応援」に準ずる。)

2 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 静岡県、静岡県警察及び自衛隊は、市が行う救出活動に協力する。

ウ 静岡県は救出活動に関する応援について県内市町間の総合調整を行う。

エ 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は「▼地震対策編 第5章 第5節 応援協力計画」の定めるところにより行う。

3 防災関係機関の処理すべき事務

(1) 市

ア 職員を動員し負傷者等を救出する。

イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して静岡県知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

ウ 災害救助法に基づく市の実施事項については、「一般対策編」による。

(2) 静岡県

ア 静岡県知事は、市長から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

(ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。

(イ) 他の市町長に対し応援を指示する。

(ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。

(エ) 救出活動の総合調整を行う。

(オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサ

イレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

自治体の要請に基づき救出活動を実施する。

第5節 避難活動

[総務、危機、区]

津波災害が発生したときの避難対策及び避難方法の基本となる事項を示す。なお、避難に関する具体的な内容については、静岡市津波避難計画に定める。

◇資料編 8－7：静岡市津波避難計画

1 避難対策

(1) 基本方針

ア 津波災害発生時の住民避難と安全確保

津波災害発生時には、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。

イ 即時避難の心がけ

「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報等を聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。

ウ 要配慮者への配慮

情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

エ 住民の避難対策と地域防災活動の推進

避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保

しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は▼「地震対策編 第5章 第2節 情報活動」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は▼「地震対策編 第5章 第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、市ウェブサイト、緊急速報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

エ 市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難を指示する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 静岡県知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難を指示する。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難を指示した地域名

(イ) 避難行動における注意事項

(4) 指示の伝達方法

市長は、避難を指示したときは、直ちに対象とする地域の住民に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により広報するほか、静岡県知事、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

表 3-7 市が実施する自衛措置

区分	内容
津波警報・大津波警報が 発表された場合 又は、震度6弱以上の 強い揺れを感じた場合	市長は、直ちに要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。
津波注意報が 発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、▼「1 避難対策 (3) 避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難を指示する。
津波警報等は 発表されていないが、 震度4程度以上の 強い揺れを感じた場合 又は弱い揺れであっても 長い時間ゆっくりとした 揺れを感じた場合	・海面の監視 気象官署から大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ・避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

なお、避難指示発表後、新たな地震・津波に関する情報や、津波防護施設の健全性等を確認し、必要に応じて避難指示の区域を見直す。

イ 住民が実施する自衛措置

- (ア) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、緊急避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

- (イ) 海水浴客等は、上記のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

2 警戒区域の設定

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(1) 設定の基準

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 静岡県知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、静岡県知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制内容の実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、静岡県知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難方法等

(1) 避難の方法

- 災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として次により避難する。
- ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。
 - イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）へ避難する。なお、津波避難施設が近くにない場合は、最寄りの耐震性のある施設等（基準水位以上の場所）に避難する。
 - ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、高台など安全な場所等へ自主的に避難する。

(2) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(3) 避難地における業務

- ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - (ア) 津波等の危険の状況に関する情報の収集
 - (イ) 津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - (エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動
イ 市は、避難状況について県へ報告する。

4 避難所の設置及び避難生活

(▼地震対策編 第5章 第7節「避難活動」に準ずる。)

第6節 応援協力計画

(▼共通対策編 第3章 第32節「応援協力計画」、第34節「自衛隊派遣部隊要請の要求計画」、第35節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。)

第7節 地域への救援活動

(▼地震対策編 第5章 第10節「地域への救援活動」に準ずる。)

第8節 市有施設及び設備等の対策

[総務、危機、財政、環境、商工、農水、建築、建設、消防、水道、下水]

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じて協定団体に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

オ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

(2) 港湾及び漁港施設等

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行

うともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。
また、関係機関に情報を伝達する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、
操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立入禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を
講ずる。

エ 港湾機能復旧のための要請

港湾施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対応を要請する。

オ 漁港機能復旧のための要請

必要に応じ協定団体に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

カ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

2 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講
ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(復旧・復興については、▼「共通対策編 第4章 災害復旧計画」及び「地震対策編 第6章 復
旧・復興計画」による。)

